

## 調査・設計等業務における労働環境改善（ウィークリースタンス） の実施要領

### （目的）

第1条 調査・設計等業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することで、設計業務等の品質確保につなげるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進など、担い手の育成及び確保を目的とする。

### （対象業務）

第2条 原則、全ての調査・設計等業務を対象とする。

（土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質・土質調査業務）  
ただし、災害対応等の緊急を要する業務は除く。

### （取組内容）

第3条 以下の項目について、受発注者相互で確認・調整のうえ、取り組む実施項目を設定する。（複数選択可）

- （1） 作業依頼する場合は、正規の勤務時間以外には行わない。
- （2） 作業依頼する場合は、適切な作業時間を確保し期限を設定する。
- （3） 休日の前日（金曜日等）に作業依頼する場合は、休日明け日（次週の月曜日等）を期限日としない。
- （4） 昼休み、定時間際、定時後の作業依頼の連絡や打合せを行わない。
- （5） ノー残業デーに作業依頼する場合は、翌日を期限日としない。
- （6） その他、上記以外で取り組む内容がある場合に設定する。

### （実施方法）

第4条 以下の方法により実施する。

- （1） 発注者は、対象業務については、特記仕様書に明記すること。  
下記に特記仕様書の記載例を示す。

#### 第 条 （労働環境改善の取組）

- 1) 業務の実施にあたっては、「調査・設計等業務におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、受発注者相互に協力し、取り組むものとする。
- 2) 今後の労働環境改善のため、後日アンケートを実施する場合には、受注者は調査表等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行うこと。

- (2) 契約後、業務計画書作成前に受発注者間で協議を行い、取組内容を決定する。なお、実施にあたっては、受注者は取組内容を「業務計画書」または「設計打合せ・協議記録簿」等に記載し、発注者に提出するものとする。
- (3) 取組期間については、初回打合せ時（取り組む実施項目を設定した日）から工期末までとする。

#### 附 則

この要領は、令和5年4月1日以降に入札公告する業務に適用する。なお、履行中の業務で、労働環境改善の取組が可能なものについても適用する。